

令和 2 年 2 月 17 日

津島市長 日 比 一 昭 様

津島市行政改革有識者会議

座長 奥 野 信 宏

津島市公共施設使用料の見直し方針案について（答申）

令和元年 10 月 8 日付け 1 津島企画第 114 号で諮問されました津島市公共施設使用料の見直し方針案について、本会議で慎重に審議した結果、別添「津島市公共施設使用料の見直し方針（最終案）」をもって答申といたします。

なお、下記の事項に十分留意され、取り組んでいかれるよう要望します。

記

1 減免の取扱いについて

現下の厳しい財政状況にあつては、歳入確保の観点からも、減免を慎重に取り扱う必要がある。むやみやたらに減免の対象とするような運用では、使用料の設定を形骸化させるとともに、本来的な負担の公平性を損なうおそれがある。このため、減免の対象となる要件を厳格に定め、適正に運用するよう努めること。また、今後の見直しに向けて、後援に対する減免については、そのあり方を検討すること。

2 想定稼働率 40%について

経営的な視点から施設の稼働率の向上を図り、使用料収入を増やす努力が求められることは当然である。市としての経営努力を怠ることなく、施設の運営、維持管理を適切に行い、想定稼働率として掲げた目標の達成に努めること。

3 急激な負担増への配慮について

施設利用者への急激な負担増は、利用意向の激減につながる可能性があることから、利用者への一定の配慮はやむを得ないが、今回の見直しにおいては、その配慮が効果的に作用したこともあり、試算上、受益者負担割合の 5 割から遠ざかってしまっている。今後の見直しに向けて、激変緩和措置のあり方についても検討しながら、受益者負担割合 5 割に近づけていくよう努めること。

4 着実な行財政改革の推進について

公共施設は市の貴重な資産であり、有効活用することが求められる。しかし、今後、施設の老朽化による大規模改修などを考えると、現在と同数の施設を維持していくことは財政的な課題が大きい。このため、将来的な施設の統廃合も視野にいれるなど、様々な観点をもって市財政の健全化に努めること。